

第4章 「規範」は「行為」をどのように可能にするのか

山本智子

1 「規範」に対する考え方

「規範」とは、社会学において「人びとの行為」を説明するための重要な概念であるといわれている。つまり、社会学は、「なぜ、人びとはこのような行為をするのだろうか」という問いを立て、それに答えを与える重要な概念として、この「規範」を用いてきたのだ（小宮 2007:100）。そのため、この「規範」は、人びとの行為を制約するものだと考えられてきた。しかし、小宮は、社会学で従来考えられてきた「規範」は、人びとの行為を制約するどころかむしろ、「人々の行為」を可能にしている重要な「道具」となっていると指摘している。そして、この道具に「成員カテゴリー化装置」と名前を与えたサックスによって、規範の研究方法は大きく変化することになったと述べているのだ。小宮は、従来の社会学的研究において、「規範」は、ふたつの考え方を含むものであると指摘している。ひとつには、「規範」とは、従来通り「人々の行為を制約し、一定の方向に導くもの」であるが、その一方で、「規範」は「それに人びとが自ら望んで従うようになることでうまく働くようになる」という考え方である。後者について説明すると、外側から、「～してはならない」と制約されるだけではそれに従えない人も、自分から、「～したい」と望めば、それに従い、規範はよりよく守られるようになるだろうという考え方である。それを、「規範の内面化」と呼んでいる。さらに、人の行為を「規範の内面化」という側面から説明する考え方は、理論的にも実際の研究においても非常に大きな影響力をもつものだと指摘している（小宮 2007:101）。例えば、理論的見地からは、人びとが同じ「規範」を内面化しているからこそ、社会秩序が保たれていると説明され、他方では、「実際の人びとの行為」は、特定の地位（他者との関係の中で占める場所）と結びついた「役割」における「規範」に従うことによって行われると説明される。つまり、人は、「役割」における「規範」を内面化することによって、「すべきことと、してはならないこと」を決定しているといえる。いわゆる、規範がその人の行為を決定しているということである。

2 「カテゴリー化する」という行為の正当性について

しかし、小宮は、社会学がこうした考え方を「行為の説明」として研究の中に取り込むことに対して問題を提起している。つまり、サックスがいうように（Sacks 1972a）、ある人の行為を、「地位—役割」によって説明するということは、「母親だから子どもの面倒を

みなくてはならない」、「生徒だから教師のいうことに従わなくてはならない」など、説明の対象となる人をなんらかの地位によって特徴づけ（「カテゴリー化」）なくてはならなくなるのだが、この「カテゴリー化する」という行為が、いかに正当化されるのかという点が問題となる。我々はさまざまな社会関係のもとで生活をしており、ひとり人間を複数の地位によってカテゴリー化できるにもかかわらず、なぜ、私たちは、その人の行為を、ある一定のカテゴリーを用いて説明するのかという重要な問いが呈されるのだ（小宮 2007：103）。エスノメソドロジーはこの問いに対して、「規範の内在化」という概念（つまり、人は何らかの規範を内在化しており、その内在化された「規範」によって人は何らかの行為を行うといった）によって人びとの行為を説明するのではなく、私たちが規範をどのように用いて行為し、また他者の行為を理解しているのか、そのやり方自体を研究することによって、答えを見出そうとしている。つまり、前述した「成員カテゴリー化装置（一定の仕組みに沿った働き方をするもの）」とは、私たちが他者の行為をその場にふさわしいかどうか判断することを可能にし、また、自分が今どの規範に従って行為しているのかを相手に示すことができる。例えば、教師が生徒を注意する時、「注意をする」という行為によって、教師は、「今、授業中である」、「注意をしている相手がおしゃべりをしてはいけない地位にある（つまり生徒）」、「自分が授業中おしゃべりをしている生徒を注意してもよい地位にある（つまり教師）」といったことの意味を示しているといえる（小宮 2007：107）。この「理解」は、他者との相互理解ともいえ、お互いの理解をチェックしながら「行為する」ことができるという。従ってエスノメソドロジーは、私たちが人をカテゴリー化することでさまざまな規範を用いている、そのやり方を示そうとするものだといえる（小宮 2007：107）。サックスはある本で二歳の女の子の発話例をあげている（Sacks 1972b）。それは、女の子による「赤ちゃんが泣いたの。ママが抱っこしたの」という発話である。我々はこの女の子の言葉を聞いた時、その言葉が文字通り言われていないことを理解している。たとえば、赤ちゃんを抱っこしたママが、その赤ちゃんのママであることや、ママが抱っこしたのは赤ちゃんが泣いたからであることを、我々は女の子の発話の中から理解している。女の子は、直接発話の中でこれらの情報を述べていないにもかかわらず、それを聞いた我々は、「赤ちゃんが泣いたから、その赤ちゃんのママが抱っこした」という出来事の報告だと理解することができるのだ。この「理解」を可能にしているのが、「成員カテゴリー化装置」の働きだという（小宮 2007：116）。そのひとつの特徴は、「赤ちゃん」というカテゴリーは、「家族」あるいは、「人生段階」といったカテゴリー集団に属していること。他方、「ママ」も「家族」集合に属している。その結果、「赤ちゃん」と「ママ」が同時に用いられれば、我々はそれを同じ「家族」集合として理解できるのだ。つまり、「ママ」が泣いた赤ちゃんの「ママ」に聞こえるのは、カテゴリーのこうした使われ方にもとづいてのことだと考えられる（小宮 2007：116）。

3 成員カテゴリー装置という考え方

次にサックスは、「あるカテゴリーが特定の活動と結びついている」ことに注意を促している。例えば、「彼は患者を診察した」という記述から、それを讀んだ我々は、「彼」は「医師」であると判断する。なぜならば、「診察する」という活動が、「医師」というカテゴリーと結びついているからである。前述した「赤ちゃん」と「ママ」の例も、「医師」と「診察」のような強い結びつきではないが、「赤ちゃん」と「泣く」、「ママ」と「子どもの面倒をみる」との概念的な結びつきが参照されている。つまり、「カテゴリーが特定の活動と結びついている」という意味は、その「結びつきが行為や出来事の理解にとって前提になっている」ことである（小宮 2007:117）。従って、成員カテゴリー装置を記述していく場合は、さまざまなカテゴリーに対する概念同士の結びつきを明らかにしていくことといえるだろう。しかし、こうした作業は、人に関してのカテゴリーだけにかぎらず、「場所や時間をどのように特徴づけるか」といった点からも為されなくてはならないであろうし、カテゴリーと結びついているのは活動だけでもない。例えば、「専門家」、「素人」といったカテゴリーに関して、「専門家であれば持っているであろう知識や経験、素人に対して持っている権利や負うべき義務」などがそこに結び付いているという（小宮 2007:118）。我々は、こうした結びつきを用いながら、「診察」や、「法律相談」といった実践に参加しているのだ。つまり、こうした考え方は、「さまざまな社会現象を社会現象として理解するやり方」が研究対象となり、従来の社会学の方法論とは決定的に異なる作業を行うことになるのだ。例えば、従来の社会学研究では、「社会現象」の説明を行うために、それが社会現象であることを少なくともすでにわかっているなければならない。例えば、「犯罪」を前にして、それを行う人の社会的な属性に原因があるのではないかと考えるとき、そこには「社会現象」としての「犯罪」があることが、社会的問いの前提になっているが、ある行為や発言が「犯罪」として理解できるものになっているのは「なぜか」といった問いの中にこそ問うに値する社会的課題があることを成員カテゴリー化装置の議論は示しているという（小宮 2007:119）。例えば、罪を犯した人の階層や家庭状況が論じられるとき、そこには、「貧困」や「不幸な生い立ち」といった犯罪行為の「可能な理由」が参照されるという。こうした行為の理由となりうるような社会的状況のカテゴリーが、犯罪という現象の社会性を理解可能にしてくれるのだ。つまり、社会学者は、説明したい現象について仮説を立てたり、インタビューの対象者を選択したり、統計調査で回答者のどのような属性を聞くかを決定したりしているとき、社会学者はすでに、さまざまなカテゴリーを用いて、説明しようとする「社会現象」をほかならぬ「社会現象」として理解できるものへと組み立てている作業を行っていることになるのだ（小宮 2007:120）。このことは、「規範によって行為を説明する」という作業に対する批判から出発した成員カテゴリー化装置の議論の中で、我々が行おうとしている「説明」が、どのようにして「説明」として理解可能になる

のかを問うまったく異なった水準での作業を提示することになる。

4 事例

小宮はまた、規範をもちいることは、我々が社会生活を営むことのなかに本質的に含まれているものだとし、我々の社会生活から切り離されたどこかに、「規範」が存在するとは考えられないと述べている（小宮 2007：120）。そのため、人びとの社会生活を研究しようとする社会学者は、「規範によって研究対象を説明するのではなく、対象を作り上げている規範そのものを記述しようとしなければならない」のだ。

では、ここで、サックスの「成員のカテゴリー化装置」といった視点から、私自身の研究を振り返ってみよう。私は、発達障害をもつ子どもとその母親のフィールドで面接調査をおこなっている。この場合、私は、私が研究対象としている子どもたち、つまり、フィールドで出会う子どもたちを、「発達障害児」としてカテゴリー化し、調査を行っているということになる。「発達障害児」といわれる子どもたちは、家庭や学校で、その行動が規範に外れるとして「障害」と診断されている子どもたちである。調査者の私にとっては、この「診断」が子どもたちを発達障害とカテゴリー化する基準になっている。

では、実際の生活の場で、教師や親が、どのような規範を帯びながら、子どもを「発達障害児」としてカテゴライズする「行為」を可能にしているかについて考えてみたい。前述したように、規範によって行為が可能になっているのであれば、我々がその場にふさわしい行為を行うことができているとき、規範はその行為とともにあることになる（小宮 2007：106）。ここにひとつの事例をあげる。ここであげた例は、200X年x月に行われた発達障害児親の会が主催したバーベキュー大会のときのものである（筆者のフィールド・ノートから抜粋^①）。

200X年x月に行われたバーベキュー大会での出来事である。参加者は、大人14名、子ども19名（内訳、発達障害児13名とその兄弟/姉妹（健常児）6名）であった。公園の施設を借りてそれぞれ持参した材料を洗ったり、切ったり、串に刺したりと、準備を行っていた時のことである。私は、A（男児：中学3年生）Aの母親、Aの弟D（中学1年生）、B（女児：小学校6年生）、Bの母親、C（男児：小学校4年生）、Cの母親、Cの弟F（小学校1年生）8名と同じ班でバーベキューの材料を準備していた。私とD（Aの妹）が二人並んで野菜を切っているのをじっと見ていたAが、「僕も切りたい」といった。私は「良いよ、切ってみる？」と包丁を渡そうとした途端に、Aの母親から、「あかん、あかん。この子にそんな切らしたら、自分の指、切るか、包丁振り回してだれか、怪我さすから、渡さんといて」と言われた。私は、「でも、本人も

切りたいて言ってるし、もう、中学3年生にもなってるんやから、家庭科でも習ってるやろし・・・ D君もやってるんやし、大丈夫ちゃうかな」と言ったが、Aの母親は、「だめだめ。この子らは、不器用やし、不注意やし、包丁なんか持たしたら、どういことになるか。怖くて見てられないわ。やらさんといて」と言った。私は、Aに、「あかんらしいわ。ごめんね」と言うと、がっかりした様子で、「だって、やりたいもん」と言った。Dは、「兄ちゃんは、皿でも配つとき」と言った。Bの母親と、Cの母親は、「悪いこといわんからやめとき。もっとおうちで練習してからやったらどうかな」と言った。Aは、「うちでもやらしてくれへんもん」というと、Aの母親が「そんなんなあ」とBとCの母親に向かって同意を求めた。BとCの母親は、「ちょっと怖いよな」とAの母親に向かって同意した。Aの母親も、「そうそう、怖い、怖い。見てられん」とBとCの母親に言い、「今日は、とにかくやめとき。みんな（他の子どもたち）もいてるし、今度にしよ」とAに向かって言った。Aは不服そうであったが、その場を離れ、違う場所で遊んでいる子どもたちのところに行った。

以上がフィールド・ノートに私が記録した出来事である。この出来事を通して、何が言えるかといえば、中学3年生になったA君が「やりたい」と言った「野菜を切ること」を、「不器用だから」、「不注意だから危なくてだめ」、「できるわけないでしょ」と理由付けて「やらせない」。つまり、ここで、母親は、A君より年少である弟のDには包丁で野菜を切ることを許可しているにもかかわらず、発達障害をもつA君に対しては「包丁を使わせるのは危ないから禁止する」と言っている。また、母親の言及の中に、「この子らは」という言葉があり、「この子は」ではなく、「この子らは」という言葉を使うことにより、A君を発達障害児としてカテゴライズし、「包丁を使うことを禁止する理由」として発言していることがわかる。つまり、母親が、A君に包丁を使うことを禁止するという行為は、子どもを発達障害児としてカテゴライズしているから可能になった行為である。また、A君の母親の「禁止するという行為」は、バーベキュー大会に参加していた多くの発達障害児の母親から、ここでは少なくとも、BとCの母親から支持されている行為である。つまり、発達障害児は、「不器用」であり、「不注意」であるから、「包丁を使うことを禁止する」という行為は、発達障害児をもつ母親にとっては、「ふさわしい行為」だと認識されていることを示しているのではないだろうか。さらに、Aの弟Dも、「兄ちゃんは皿、配つとき」と、暗黙に、「切ること」を禁止していることがわかる。つまり、発達障害というカテゴリーに属している子どもに対して、「包丁で野菜を切らせるといふ行為」は、「ふさわしくない行為」だと、周囲が捉えていることがわかる事例ではないだろうか。

5 結びにかえて

ここでは、従来の社会学研究において自明化されてきた「規範が行為を制約する」といった側面からではなく、「規範がいかに行為を可能にするのか」という視点から、筆者自身の研究を振り返ってみた。つまり、ここであげた事例の中では、母親の「禁止する」という行為は、発達障害児は、「不器用」で、「不注意」で、「危ない」という発達障害児に対する周囲の者がもつ「規範」が可能にした行為だといえよう。つまり、エスノメソドロジーが、場面における” Seen but unnoticed “を明らかにすることを目指すとすれば、この事例において、他児の母親や、A の弟からも同調された「子どもに包丁を使うことを禁止する」という行為は、発達障害をもつ子どもが包丁を使うことは、「ふさわしくない行為である」という規範があることを意味しており、「包丁を使うことを禁止する」という行為が、A を発達障害児としてカテゴリー化していることを表しているに他ならないだろう。

[注]

- 1) 筆者は、2001 年度から、発達障害児をもつ親の会においてフィールド・ワークをしている。母親と子どもへのインタビューを中心とした調査と併行して、親の会が主催するレクリエーションや遠足に参加してきた。インタビュー・データは研究協力者の許諾を頂いて録音しているが、野外におけるレクリエーションや遠足に参加した場合は、その日のうちに印象的であった出来事に関してフィールド・ノートをつけることにしている。本稿では、その中から、200X 年 x 月に行われたバーベキュー大会の時の出来事をあげる。

[参考文献]

- 小宮友根, 2007, 「規範があるとは、どのようなことか」, 前田泰樹・水川喜文・岡田光弘 編『エスノメソドロジー 人びとの実践から学ぶ』, 新曜社, Pp97-120.
- Sacks, H., 1972a, “An Initial Investigation of the Usability of Conversational Data for Doing Sociology,” Sudnow, D. ed., *Studies in Social Interaction*, New York: Free Press, 31-74. (=1989, 北澤裕・西阪仰訳「会話データの利用法—会話分析事始め」G. サーサス・H. ガーフィンケル・H. サックス・E, シェグロフ『日常性の解剖学—知と会話』マルジュ社, 93-173.)
- Sacks, H., 1972b, “On the analyzability of stories by children,” Gumperz, J. J. and D. Hymes (eds.), *Direction in Sociolinguistics: The Ethnography of Communication*, New York: Holt, Reinhart and Winston, 329-45.